

## 川崎町有害鳥獣被害防止施設導入事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 町は、農林水産物を有害鳥獣から保護し、安定生産と耕作放棄地の発生防止・解消等を図るため農業を営む個人並びに農業者の組織団体等（以下「農業者等」という。）が設置する有害鳥獣防止施設の導入経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付等に関しては補助金等交付規則（昭和56年川崎町規則第10号以下「規則」という。）に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2 補助金の交付の対象となる者は、川崎町に住所または町内の農用地に耕作権を有する農業者等で、自己の所有または耕作権を有する農用地において、有害鳥獣防止施設を設置する者とする。

### (補助対象経費)

第3 第1に規定する交付金等の交付対象経費は、次のとおりとする。

- イ 有害鳥獣防止施設の資材購入費用
- ロ 有害鳥獣防止施設の設置費用
- ハ その他町長が適当と認める経費

### (補助金額)

第4 補助金の額は次のとおりとする。ただし、当該補助金の算出額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- イ 設置区域の耕作者数が3戸以上で、行政区等で一体となって、有害鳥獣防止施設の設置及び管理計画を作成した場合は10分の8以内とし、1申請あたり160万円を限度とする。
- ロ 上記以外の場合は10分の6以内とし、1申請あたり30万円を限度とする。

### (交付の申請)

第5 規則第3条の規定による補助金交付申請書は別記様式第1号に次に掲げる書類を添付して町に提出するものとする。

- イ 見積書
- ロ 仕様書
- ハ 設置予定位置図
- ニ 町税等納税証明書
- ホ 管理計画書（※三戸以上の農家が共同実施する広域対策の場合のみ）
- ヘ その他町長が必要と認める書類

### (交付の条件並びに交付方法)

第6 町は、規則第4条の規定により補助金等の交付の決定を行うときは、次の条件を付する

ものとする。

- (1) 補助金を受けた有害鳥獣防止施設は、転売してはならない。
- (2) 補助金を受けた有害鳥獣防止施設は、目的外に使用してはならない。
- (3) 補助金の交付は当該年度において1回限りとする。
- (4) 当該補助金は他の補助制度との併用はできない。
- (5) 補助金を受けた有害鳥獣防止施設は、同対象地では5年間申請できないものとする。

(実績報告)

第7 規則第12条の規定による実績報告は、別記様式第2号により、補助事業完了後30日以内に、次に掲げる書類を添付して町に提出するものとする。

- イ 有害鳥獣防止施設の導入費用を証明する領収書等の写し
- ロ 当該施設設置後の写真及び位置図

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。